短期入所生活介護及び 介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

目次

1.事業の目的	2
2.運営の方針	
3.事業所の名称等	
4. 職員の職種、員数及び職務の内容	
5. 利用定員	3
6. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及で	び利用
料等	
7. 緊急時等 における 対応方法	4
8. 通常の送迎の実施地域	
9. サ ー ビスの 利用 にあたっての 留意事項	5
10. 虐待防止に向けた体制	
11. 非常災害対策	
12. その 他運営 についての 留意事項	
13. 業務継続計画の策定等	6

たいようの杜短期入所生活介護事業所

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人まあれ愛恵会が開設するたいようの杜短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世 話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的 及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等

は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護 支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的 なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称 たいようの杜 短期入所生活介護事業所
- ②所在地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(介護予防も合算して表記する)

①管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

医師 1名

医師は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

生活相談員 2名以上

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助 を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

看護職員 3名以上

看護職員は利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 40名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事、排せつ等の日常生活の介助及び援助を行 う。

管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

事務職員 2名以上

事務職員は必要な事務を行う。

介護支援専門員 2名

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行 う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームたいようの杜の定員 120 名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等) 第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、 当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話

- ②日常生活動作の機能訓練
- ③**健康**チェック
- 4)送迎

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 多床室 915円(1日あたり)
- 2)食事 1,650円
- 3) 美容代 実費
- 4)レクリエーション費 実費
- 5)電気代50円(1日あたり)※家電製品の持ち込みがあった場合のみ。
- 6)特別な食費 1食あたり6円※疾病治療の為、医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓食、肝臓食、胃潰瘍食、貧血職、膵臓病食等、また特別な場合の検査食を提供した場合に、療養食加算を算出するものとする。
- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたって

- は、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費 を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を 受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、さいたま市内の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供 を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ①気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- ②特別養護老人ホームたいようの杜の空床利用のため、入所生活の規則は特別 養護老人ホームたいようの杜の規則を守り、他の迷惑にならないようにす る。
- ④共有施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待防止に向けた体制)

第10条 事業所は、虐待発生防止に努める観点から、「権利擁護委員会(以下 委員会)」を組成する。なお、本委員会は統括責任者を施設長とし、虐待の防 止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)を定める。

2 委員会は必要時、都度担当者が招集する。

- 3 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。
- ①虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ②虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる ための方法に関すること
- ⑤虐待が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発防止の確実 な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災 計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のと おり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期 入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の 変更を行うものとする。

附則

- この規程は、令和4年10月1日より施行する。
- この規定は、令和6年8月1日より施行する。
- この規定は、令和7年1月1日より施行する。